

# 暮らしのお知らせ

☆は、行政情報報告端末機の番号です

## 国民年金

### 【任意加入制度について】

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしてない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入をすることができます。（厚生年金保険、共済組合等に加入していない人は、日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所または市区町村窓口となります。また、日本国内に住所を有しない人は、千代田年金事務所となります。

ただし、申出のあつた月からの加入となり、遡つて加入することはできません。

### ■任意加入をする条件

次の①～④のすべての条件を満たす人が任意加入をすることができます。

- ① 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
- ③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が

「外国人に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の人」を除き、保険料の納付方法は、口座振替が原則となります。

■お問い合わせ  
ねんきんダイヤル  
☎ 0570-05-1165  
日本年金機構ホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp>  
旭川年金事務所 年金の加入手続き、納入相談など  
年金相談の予約など

### ■加入手続きの留意点

任意加入については、の前日より任意加入の手続きをすることができます。

■手続きに必要な持ちもの  
・預（貯）金通帳および金融機関への届出印  
・年金手帳

詳細につきましては、役場や年金事務所などにお問い合わせください。

・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人も加入できます。

・年金の受給資格期間を満たしていらない65歳以上70歳未満の人も加入できます。

る方は、お住まいの市区町村窓口となり、現在海外に移住されている人は、日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所または市区町村窓口となります。また、日本国内に住所を有しない人は、千代田年金事務所となります。

皆様から寄付をいただきました。  
ありがとうございます。（敬称略）  
11月16日～12月15日受領分

・下川町に  
一般事業資金として  
若杉 尋（神奈川県）

森林づくり寄付事業資金として  
山内伊与治（千葉県）

社会福祉事業資金として  
加藤 光子（札幌市）

・あけぼの園に  
松久 昭夫（上名寄）  
古屋 富男（上名寄）  
桑原 正司（上名寄）  
福内 良治（西町）  
下川更生保護女性会

・社会福祉協議会に  
生前のご交誼に謝して  
西 町 木村 義徳（亡子）  
上名寄 水間カズ子（亡夫）  
西 町 上村 邦子（亡夫）  
名寄市 田村喜美子（亡母）

税務住民課  
住民生活グループ  
☎ 4-251103  
内線 116・117  
☆ 4-251103

【北方領土返還要求署名  
のお願い】  
お知らせ

月21日から2月20日まで、役場1階ロビーに北方領土返還署名コーナーを設置します。  
なお、署名は請願書と協力をお願いします。  
署名を通じて北方領土の返還の実現に向け、ご議院及び参議院に提出されます。

